

外国人材の受入れ・共生のための
総合的対応策に係る取組の
現状・課題・対応策(3)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

【新規】留学生に対する就職支援

項目	現状	課題	対応策
就職支援に関する情報発信	<p>日本での就職を希望する外国人留学生は平成27年度で全体の64%を占める一方、実際に就職した者の割合は平成28年度卒業・修了者全体のうち31%にとどまっている。</p> <p>また、平成28年度に大学(学部・院)を卒業等した者のうち、国内に就職した者は8,610人(約36%)である。</p>	<p>高度外国人材の「卵」である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向けた取組が重要であり、特に外国人材の採用に積極的な中堅・中小企業を支援する仕組みの構築が必要である。</p>	<p>留学生を含む高度な知識・技能を有する外国人材の積極的な受入れに向け、関係府省庁間の連携の下、各施策の有機的な連携を図るための仕組みとして、JETROプラットフォームを通じた分かりやすい情報発信・ワンストップサービスを提供する。なお、本年度中に情報ポータルサイトを構築し、来年度から、中堅・中小企業への支援等を本格稼働する。</p>
留学生と企業とのマッチング		<p>「日本再興戦略2016」等において目標とされた就職率5割の達成に向けて、より一層の就職支援が必要である。</p>	<p>ハローワークにおける留学生支援の拠点と位置づけている外国人雇用サービスセンターの増設により支援体制の強化を図るとともに、担当者制による相談・支援に加えて、インターンシップや各種セミナー、合同面接会等の開催などにより、留学生と企業との更なるマッチングの促進を図る。</p> <p>また、地域の中小企業等が留学生を含む多様な人材を確保するため、人材の発掘・確保・定着を支援していく。</p>
大学や専修学校等の教育機関における就職支援		<p>日本の就職活動の仕組みの認識不足やビジネス日本語能力の不足等、外国人留学生と企業間のミスマッチ解消に取り組む必要がある。</p> <p>また、日本留学後の日本国内での就職について、海外に向けての情報提供が不足しており、十分に発信できていない。</p>	<p>留学生が日本国内での就職に必要なスキルを一体として学ぶ環境を創設する大学における取組や、優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援しているところ、これら及び の取組によって得られた成果を公表して広く情報共有し、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内企業への就職につなげる仕組みの構築を促進する。</p> <p>また、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。</p>

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

【新規】留学生に対する就職支援

項目	現状	課題	対応策
就労ニーズに対応するための在留資格の付与が認められる活動内容の見直し等	<p>日本での就職を希望する外国人留学生は平成27年度で全体の64%を占める一方、実際に就職した者の割合は平成28年度卒業・修了者全体のうち31%にとどまっている。</p> <p>また、平成28年度に大学(学部・院)を卒業等した者のうち、国内に就職した者は8,610人(約36%)である。</p>	<p>大学の専攻科目と就職先の業務内容との関連性の柔軟な取扱い、大学等卒業後最長1年間の就職活動の容認、継続就職活動中に就職先が内定した者の採用までの在留の容認、クールジャパン分野に関連する業務に就労しようとする際の在留資格に該当する活動や具体的な事例の明確化等に対応しているが、それでもなお現状では必ずしも十分に留学生の就労ニーズに応えきれていない側面があり、更なる対応が求められている。</p>	<p>今後、我が国大学を卒業した留学生が働ける業種の幅を更に広げるため、また、クールジャパン分野に関連する業務に更に広く従事可能とするために在留資格の付与が認められる活動内容を見直すとともに、留学生の就職支援に係る事前相談窓口の設置、在留資格変更申請時の提出資料の簡素化等について対応していく。</p>
インターンや研修等を活用した就職支援	<p>平成29年度から5年間で1,000人の受入れを目標として、アジア途上国の優秀な人材が日本のイノベーションに貢献するとともに、母国に戻って自国の産業発展に貢献できるよう、政府開発援助等を活用し、理系分野の大学院留学、日本企業のインターンシップの機会の提供、ジョブフェアの開催等を行うイノベティブ・アジア事業を実施している。</p>	<p>インターン先企業と外国人留学生とのマッチングや、左記事業による研修終了後も就職までつなげるための関係機関との連携・協力が必要である。</p>	<p>インターンシップ実施状況の調査を行い改善が必要となる点につき対応することで、インターンシップを外国人留学生の卒業後の就職につなげていく。</p> <p>また、JETROプラットフォーム等を活用し、インターン事業の実施情報等を提供していく。</p>
多様な就職機会の創出及び採用後の育成に向けた取組	<p>優秀な外国人留学生の中には、日本での就職を希望するものの、我が国の独特の就職慣行等を背景として、就職に結びつかない外国人留学生が存在する。</p>	<p>企業側・学校側双方の協力を得ながら、外国人留学生の就職促進のための取組を進めることが重要である。</p>	<p>企業ごとに業務に必要な日本語能力レベルの多様性を踏まえ、採用時に求める日本語能力水準に応じた多様な就職機会の創出と、採用後の育成・定着に向けたベストプラクティスを構築し横展開していくため、関係省庁、産業界、就職支援事業者、大学等が連携し、取組を推進する。</p>

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

3 生活者としての外国人に対する支援

(1)円滑なコミュニケーションの実現【新規施策】

項目	現状	課題	対応策
<p style="text-align: center;">日本語教育の充実, 日本語教育機関の適正な管理及び質の向上</p>	<p>NHKは、国際放送(NHKワールドJAPAN)等により日本語教育コンテンツを放送・配信している。</p> <p>ラジオ国際放送:日本語会話の初級講座「やさしい日本語」を17言語で放送。</p> <p>テレビ国際放送:「やさしい日本語」を用いて映像化した「Easy Japanese」を今年10月から英語で放送。</p> <p>インターネット:上記のラジオ及びテレビ番組をウェブサイトにてライブストリーミング及びVODで配信。</p> <p>このほか、漢字にふりがなを振るなど、わかりやすい日本語のみを使用したニュースサイト「NEWS WEB EASY」を提供。</p>	<p>本件取組は、訪日する外国人が日本語を学ぶに当たって有益であり、今後とも、一層のコンテンツやウェブサイトの充実を図るとともに、周知の強化を通じて利用拡大を図ることが重要である。</p>	<p>今後、NHKにおいて、対象言語の拡大や過去のコンテンツの有効利用の促進、ウェブサイトの充実等の検討を予定している。また、関係機関においては、必要に応じ、当該コンテンツの利用拡大に向けた周知を実施する。例えば、訪日外国人の受付・受入れ等を行うことが想定される在外公館、空港・港、自治体の窓口、教育機関等におけるパンフレット等の備え置き・配布、学校教育法上の学校等における授業での利用、権利処理等を行って実施される、イベント等における当該コンテンツの上映や研修素材としての使用について、働きかけを行うことが考えられる。</p>
<p style="text-align: center;">行政・生活情報の多言語化, 相談体制の整備</p>	<p>多言語自動音声翻訳技術はほぼ実用レベルに達し、技術の普及が始まっている。</p> <p>具体的には、一部公的機関や交通機関などで、民間事業者が提供するサービスを活用し、既に実利用が開始されている。</p>	<p>訪日外国人や、外国人労働者の扶養家族など、日本語が流暢でない外国人とも円滑なコミュニケーションが行えるよう、国内で幅広く、自動翻訳技術や電話通訳の利用環境が整備されることが必要。</p>	<p>2019年4月までに、さらに簡便に自動翻訳を利用できる基盤となる「自動翻訳プラットフォーム」を民間事業者が立ち上げ、官民を問わず、自動翻訳技術を役務として享受可能な環境を整備することを支援するとともに、利用促進のための周知活動を実施する。また、外国人対応が行われる各種窓口における自動翻訳技術や電話通訳の導入、デジタルサイネージを活用した多言語での情報提供等、社会における言語面でのバリアフリー化を推進する。</p>

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

3 生活者としての外国人に対する支援 (3) 子供の教育の充実

項目	現状	課題	対応策
<p style="color: red; font-weight: bold;">< 既出 ></p> <p style="font-weight: bold;">外国人児童生徒の教育の充実</p>	<p>公立小中学校等において日本語指導に対応する教員について、指導を受ける児童生徒数に応じて必要な教員定数を確保できるよう、平成29年度から10年間で計画的に基礎定数化を図っている。</p> <p>教員等の資質能力の向上のため、教育機関が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の開発を実施している。</p> <p>各地方公共団体が行う外国人児童生徒に対する支援体制の構築のための取組に支援を行っている。</p> <p>外国人児童生徒や保護者とスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や日本語指導を実施するため、多言語翻訳システムの活用に関する実証実験を実施している。</p> <p>夜間中学は、平成29年現在、8都道府県25市区で31校が設置されているところ、近年、日本国籍を有しない生徒が増加している。</p>	<p>日本語指導が必要な児童生徒について、日本語能力を的確に把握しきめ細やかな指導を行い、学校生活を継続させることが必要である。</p> <p>特に高等学校における日本語指導が必要な児童生徒が近年増加しており、高等教育機関への進学や就職に課題がある。</p> <p>全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実など教育機会の確保等を図る必要がある。</p>	<p>「モデル・プログラム」を普及することなどを通じて、教員等の資質能力の向上を図る。</p> <p>(参考) 公立小中学校等において、日本語指導が必要な児童生徒数に応じて必要な教員定数を確実に確保できるよう義務標準法に基づく改善を推進する。</p> <p>各地方公共団体が行う支援体制の整備に対する支援を充実させるとともに、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組に対する支援を行う。</p> <p>NPO法人や高校等が企業やボランティアなどの地域の関係団体等と連携して、外国人の高校生等に対して、キャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う取組の支援を検討する。</p> <p>学齢経過者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。</p>

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

3 生活者としての外国人に対する支援

(1)円滑なコミュニケーションの実現

項目	現状	課題	対応策
< 既出 > 日本語教育の充実, 日本語教育機関の適正な管理及び質の向上	日本語教室が開設されていない地域(以下「空白地域(1,209/1,896市区町村(H28.11.1現在))」)に対する「地域日本語教育スタートアッププログラム」を実施している。 日本語教室がない地方公共団体に設置を促す「空白地域解消推進協議会」の開催や, 空白地域に住む外国人に対する日本語学習教材(以下「ICT教材」)の開発・提供を行っている。	空白地域に住む外国人は増加(現在約55万人)しており, これら外国人に対する日本語教育環境の整備が不十分である。	空白地域の解消に向けた支援, ICT教材の開発・提供を引き続き行う。 地域の日本語教育体制の強化に向けた取組を推進する。
< 既出 > 行政・生活情報の多言語化, 相談体制の整備	浜松市, さいたま市, 新宿区においてワンストップ型の相談センターを開設, 運用している。	行政手続や生活相談について, 在留外国人のニーズを把握し, より決め細やかな対応を図ることが必要。	地方公共団体等から意見を聴くことによりニーズを把握した上, 既存の相談センターの運用の在り方や地方公共団体等が開設している類似の相談窓口との協働や連携等について検討する。
	各銀行においてコミュニケーションボードや翻訳アプリの活用等により対応している。	外国人の銀行口座開設につき, 銀行間での対応のばらつきがある。	外国人の銀行口座に関しては, 現状でも, 本人確認及び国内での勤務実態の確認がとれれば, 原則, 日本人と同様, 銀行口座を開設・利用できるが, さらなる利便性向上に向けて, 銀行業界と議論していく。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

3 生活者としての外国人に対する支援 (2) 暮らしやすい地域社会づくり

項目	現状	課題	対応策
< 既出 > 医療・保健・福祉サービスの提供	医療通訳の配置支援, 院内案内図の多言語化等受入体制の整備を進めている。	外国人の増加に伴う言語, 文化, 慣習の相違に起因する課題が発生している。	対策協議会の設置, マニュアル作成, 電話医療通訳の利用促進等を通じて医療機関の整備を進める。 医療機関における未収金発生防止のため, 事業所における民間保険の加入を推奨する。

3 生活者としての外国人に対する支援 (4) 労働環境の改善, 社会保険の加入促進等

項目	現状	課題	対応策
< 既出 > 適正な労働条件と雇用管理の確保・労働安全衛生の確保	現行制度上, 労働者への支払い方法は通貨払いが原則となっているが, 労働者本人の同意を得た場合には, 銀行口座への振込みや証券総合口座への払込みによることができる。	外国人労働者等の日常の経済活動の利便性向上のため, 現金払いや銀行口座への振込み等の方法以外の支払い方法を導入することが求められている。	賃金の支払方法として, 銀行口座等と同様に, 労働者本人の同意が得られた場合に, 資金移動業者が開設する口座への支払を可能とすることについて, 資金の確実な保全がなされるか, 換金性があるかなど, 賃金を受け取る労働者の保護に留意し, 引き続き, 関係者との協議, 検討を進めていく。